

お任せください！

飲食店・ ナイトビジネス

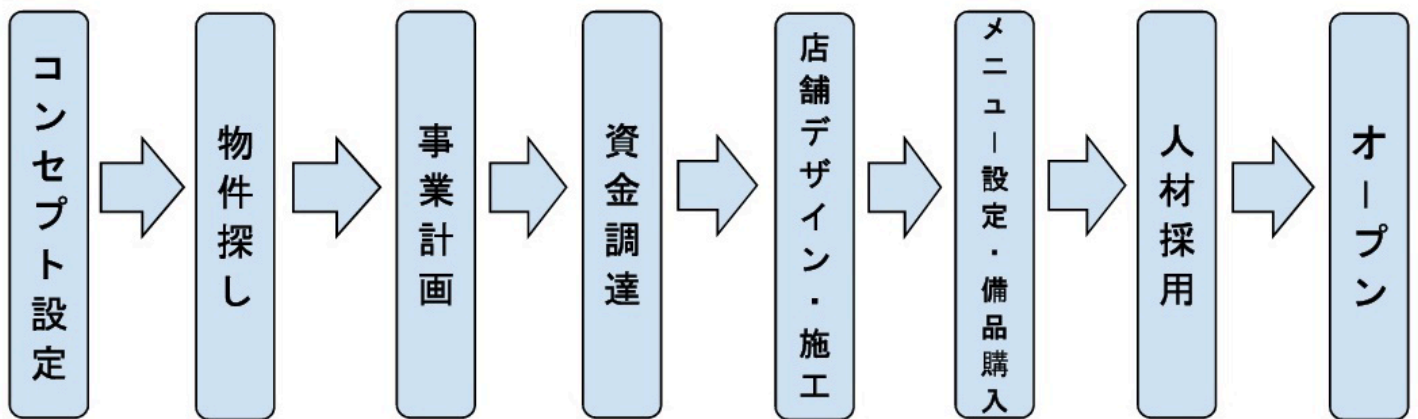


お店の開業に伴う手続きで悩んでいませんか？

飲食店の開業は、考えることが多くエネルギーを使い切ってしまうがち。

悩みを相談することで、お店の成功へのスピードをアップさせませんか？

飲食店開業までの流れ



- ・ 営業許可の手続きがわからない
- ・ 開業に必要な資金が足りない
- ・ お店のオープンまでにあまり時間がない
- ・ 居抜き店舗の購入だが、契約書は作ったほうがいい？

その悩み、私たちが解決いたします！

- ☑ 営業許可： 行政書士は許認可申請のプロ！安心してお任せください。
- ☑ 開業資金： 事業計画を策定し、必要であれば銀行・日本政策金融公庫への融資申請をお手伝い。
- ☑ 時間節約： 煩雑な諸手続きをアウトソーシング。営業の核となるコンセプト、デザイン、メニュー構想に集中してください。



飲食店の開業に必須 飲食店営業許可

飲食店を営業するには、保健所への営業許可申請が必要です。以下の要件があります。

【人的要件】 食品衛生法に関して処分を受けた人ではないか、食品衛生責任者を設置しているか等。

【設備要件】 厨房の床が清掃しやすい構造になっているか等、店舗の設備が衛生的に問題ないかを確認検査されます。

申請の際には、店舗の図面が必要になりますので、不動産会社等から受け取っておくと便利です。

申請後、店舗の検査・立会があり、その後問題がなければ許可証が交付されます。



お酒がメインで夜12時以降も営業したい

お酒がメインの飲食店（バー等）で夜12時以降も営業をする場合は、飲食店営業許可の申請とは別に、宮城県公安委員会に対して深夜酒類提供飲食店の届出書を提出する必要があります。以下の要件があります。

【場所的要件】 住居地域では営業ができない等。

【設備要件】 客室の見通しを妨げる設備がないこと。騒音・振動等が規定以下となること等。

なお、風俗営業と違い、客の横についてお酌をする等の接待はできません。



客の接待を行う営業（キャバレー、スナック等）

飲食に伴って、接待を行う場合は、宮城県公安委員会に対して風俗営業許可申請を行う必要があります。

深夜酒類提供飲食店と同様に【場所的要件】【設備要件】があり、それに【人的要件】が加わります。

上記の全ての要件を満たすことで許可が下ります。

尚、深夜酒類提供飲食店と兼業することはできません。



- 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- **行政書士でない者が**他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



お問い合わせ： **宮城県行政書士会事務局**
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-5-22-4F

宮城県行政書士会

検索

TEL:022-353-7213

令和5年3月改訂



日本行政書士会連合会
イメージキャラクター
ユキマサくん